

(一財)新潟県水泳連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について

※当連盟が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.swimniigata.jp/info.html>

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	〔原則1〕 法令等に基づき適切な 団体運営及び事業運営 を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体 は、団体に適用される 法令を遵守している か。	A	「一般財団法人」として、“公益法人制度改革関連三法”に則り、法令を遵守している。
2	〔原則1〕 法令等に基づき適切な 団体運営及び事業運営 を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団 体は、団体としての実 体を備え、団体の規約 等を遵守しているか。	***	
3	〔原則1〕 法令等に基づき適切な 団体運営及び事業運営 を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって 適用される法令等を遵 守しているか。	A	「一般財団法人」として“公益法人制度改革関連三法”に則り、法令を遵守している。また、定款の定める目的及び事業を遂行するため、委員会等を設置し、それぞれが関連法令等の遵守を心掛けながら各種用務を行っている。
4	〔原則1〕 法令等に基づき適切な 団体運営及び事業運営 を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び 事業運営を確保するた めの役員等の体制を整 備しているか。	A	定款の定めにより、加盟団体等から評議員及び役員を選任しているほか、各委員会においても実務者を選任しそれぞれの用務を行っている。
5	〔原則2〕 組織運営に関する目指 すべき基本方針を策定 し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目 指すべき基本方針を策 定し公表しているか。	A	定款に定める目的等を遂行するための基本方針及び事業計画・予算を理事会・評議員会等で審議・決定し、毎年度発刊する機関誌に必要な事項を公表している。今後は、より広く公表するために、当連盟ウェブサイト上への掲載を検討していきたい。
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向 けたコンプライアンス 意識の徹底を図るべき である。	(1) 役職員に対しコン プライアンス教育を実 施しているか、又はコ ンプライアンスに関す る研修等への参加を促 しているか。	A	業務執行理事会・理事会・評議員会等でコンプライアンスの必要性・重要性に触れ、理解を促している。 倫理・コンプライアンス規程の制定を機に、弁護士を招いた研修会を実施し、コンプライアンス意識のさらなる醸成に努めた。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
7	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促している	A	各委員会が実施する指導者養成事業をはじめ諸行事を通じて“教育・指導・研修”を適宜行っている。 倫理・コンプライアンス規程の制定を機に、弁護士を招いた研修会を実施し、コンプライアンス意識のさらなる醸成に努めた。
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	財務・経理の処理を適切に行うために、顧問税理士から確認と助言を受け、公正な会計原則を遵守している。
9	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	国庫補助金等の利用に関しては、法令・要綱及びガイドライン等を遵守しつつ監査も受けており、適正に執行している。また、倫理規程第6条第4項において“補助金・助成金等の経理処理に関する不正”を禁じており、適切な経理処理を役員等に求めている。
10	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	日々の会計処理を公正かつ適切に行うために、顧問税理士から確認と助言を受け、「担当副会長－専務理事－総務委員長－総務委員－事務局員」の体制で、公正な会計原則を遵守している。
11	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A	各種規程・選考基準等は、当連盟ウェブサイト上にて開示している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
12	〔原則 5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A	組織運営に係る情報は、毎年度発刊する機関誌に必要な事項を公表しているほか、当連盟ウェブサイト上にて開示している。今後も、より積極的な開示に努めていきたい。
13	〔原則 6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 （ある場合は下記に記述） 原則 1 について 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべき	A	コンプライアンスに関する規程を制定した。今後も関係法令等を遵守しながら、公平・公正な組織運営をはじめ、各種事業の実施及び予算執行を行っていく。
14	〔原則 6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 （ある場合は下記に記述） 原則 2 について 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	***	

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

※「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない